

会 議 録

1 会議名

平成27年度 第5回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 平成27年度地域活動支援事業の変更申請について（公開）

(2) 諮問事項について（公開）

【諮問第42号】新市建設計画の変更について（諮問）

(3) 地域協議会の見直しの検討状況に関する説明及び意見交換（公開）

3 開催日時

平成27年8月17日（月）午後6時30分から午後7時59分まで

4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：西山要耕（会長）、高野恒男（副会長）、野本韶一（副会長）、井上紀子
浦壁澄子、大塚美枝子、小川善司、河村一美、北川 拓、栗田祥子、
小嶋清介、柴田幸男、杉本敏宏、高野 誠、田中昭平、宮崎 陽、
山田 昇、吉田昌和
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 橋本センター長、槇島係長、小林主事
企画政策課 大島副課長、柳澤主任
自治・市民環境部 黒木部長、塚田参事、大島係長

8 発言の内容

【槇島係長】

- ・ 松矢委員を除く18名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

- ・同条例第8条1項の規定により、議長は西山会長が務めることを報告

【西山会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：野本副会長、山田委員に依頼

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【橋本センター長】

資料により説明。

【西山会長】

事務局の説明について質疑を求めるがなし。

続いて、報告事項（1）「平成27年度地域活動支援事業の変更申請について」事務局に報告を求める。

【橋本センター長】

資料No.1により説明

【西山会長】

質疑を求めるがなし。

続いて、議題（1）「諮問事項について」企画政策課に説明を求める。

【企画政策課 大島副課長】

当日配布資料No.1、資料No.2により説明

【西山会長】

質疑を求める。

【宮崎委員】

合併10年の検証結果はどういう形で公表されているか。

【企画政策課 大島副課長】

平成26年度までの第5次総合計画の期間を検証したものを公表している。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【井上委員】

新市建設計画の変更案8ページの「公共施設の適正配置と整備」の中の施設の区分で、学校教育施設の中に幼稚園が入っていないのはなぜか。

【企画政策課 大島副課長】

社会福祉施設の保育所か。

【井上委員】

学校教育施設である幼稚園は、社会福祉施設である保育所には含まれない。ひがし幼稚園は今年3月に閉園したが、高田幼稚園はまだ閉園はしてないのに、それが挙げられてないのはなぜなのか。

【企画政策課 大島副課長】

これは16年度末の数字と26年度末の数字を比べており、閉園した保育園を入れた数である。

【井上委員】

保育園ではなく、幼稚園のことを言っている。

【企画政策課 大島副課長】

行政改革推進課の資料では、保育所が5つ減っているのは確認できるが…。

【井上委員】

保育所は社会福祉施設、幼稚園は学校施設である。

【企画政策課 大島副課長】

幼稚園はここには載せてないようだ。

【高野 誠委員】

平成16年の時からこうなっていたということだ。

【企画政策課 大島副課長】

平成16年から区分しているものを単純に直しただけなので、多分深い意図はないと思う。

【井上委員】

区分として幼稚園を入れる必要があると思う。幼稚園は学校教育の始まりとして位置付けられているので「主な公共施設」に入らないのは不思議だと思う。確認のうえ訂正願いたい。

【企画政策課 大島副課長】

保育園も挙がっているのだから、幼稚園もということで…。

【井上委員】

載せる必要がある。確認を願いたい。

【企画政策課 大島副課長】

了解した。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【山田委員】

既に市町村合併したのに、合併前時点の表現や名称を残す理由は。

【企画政策課 大島副課長】

平成16年7月に策定された時の表記を残すのが原則。今後事業を行う中で、名称を変える必要があるもののみを変更する。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【野本副会長】

スポーツ施設の野球場が変更前の10から変更後12に増えた理由と、高田公園野球場について、昨年、公式戦ができるようにするという事で改修したにもかかわらず、今年も高野連の公式試合が行われなかった。新市建設計画における位置づけについて聞きたい。

【企画政策課 大島副課長】

条例上「スポーツ広場」となっている今泉スポーツ広場、高志スポーツ広場、浦川原運動広場の3施設を実態に合わせ「野球場」とし、また、保倉野球場を廃止したことで2施設増となった。

高田公園野球場は、新市建設計画は「スポーツ施設整備事業」となり、単独には位置づけしていない。高野連の公式試合が行われなかったことについては、体育課に確認し、後日事務局を通じて回答したい。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【宮崎委員】

新市建設計画で使われている文言をみると、今後も合併を進めていくように取れる。合併10年の十分な検証がなく、13町村がばらばらに見える中で、次は道州

制に突き進んでいくのかと懸念を持ってしまうがどうか。

【企画政策課 大島副課長】

道州制は国の制度であり、市としてコメントは難しい。新たな合併の話は全くない。旧13町村がばらばらという指摘だが、垣根を早目になくせるよう取り組んでいきたいと思っている。

【西山会長】

他に質疑を求めるがなかったので、採決をとり17名の賛成、1名の反対により、市の案を適当とすることに決まる。

続いて附帯意見を求めるがなかったので、付帯意見なしで答申することです了承を得る。

続いて、次第5その他(1)「地域協議会の見直しの検討状況に関する説明及び意見交換」について、自治・市民環境部に説明を求める。

【自治・市民環境部 黒木部長】

本日は、7月14日の会長会議で説明した内容に、当日いただいた意見を一部反映させたものを資料とした。委員の意見を今後の参考にさせていただくので、よろしくお願ひしたい。

【自治・市民環境部 塚田参事】

資料No.3により説明。

【西山会長】

質疑を求める。

【野本副会長】

資料No.3の2ページ、2(1)①の「一部の公の施設」とはどのような施設を指すか。

同じく③の「地域自治区内の特定の地域の利用に特化した施設」について、廃止になったひがし幼稚園、東城保育園はこれに該当すると考えるがいかがか。

【自治・市民環境部 塚田参事】

昨年の施設使用料の見直しの諮問で説明のあった使用料の算定ルールを適用して見直す場合は諮問を除外したいという趣旨である。単純にいうと、当時の施設数939のうち算定ルールを適用できる217施設で、今後、経年劣化などでもう一

度使用料を見直す場合に、同じ計算方法なので諮問から除外されるということである。

保育園についてはどこでも入園できるため地域特定の施設とは考えていない。高田区でしいて言えば、既に昨年諮問したがこどもの家がそれに当ると思う。農村公園や地域の集会施設など利用者が限定され、関係者へ説明のうえ理解されたものについて諮問から除外したいということである。

【野本副会長】

高田区で③にある特定の地域の利用に特化した施設に該当するものはあるか。

【自治・市民環境部 塚田参事】

今、承知している範囲ではない。

【宮崎委員】

資料にある地域協議会に期待される地域の協働の要となるために、町内会や団体に積極的に参画すること。もう一つは市議会議員との連携が必要で、議員との関わりの明確な位置付けが必要と感じた。

協議会の在り方として、地域の中だけの問題に絞られており、国の政策がどのような形で地域に影響するのかを議論していくべきだと思う。

税金を使う以上、指定管理者については引き続き諮問すべき。

欠員が生じた場合に、速やかに公募し、いない場合に市長が資格者から選ぶことにすべきである。

【自治・市民環境部 塚田参事】

5点についてお答えする。

地域の協働の要とは、地域の団体や町内会長協議会等との意見交換を通じて得られた地域の課題を議論したり、必要によりそれらの団体の取り持ちをすることなどを言っているもので、それらの組織へ参画するという事ではない。これは制度制定時の地方制度調査会の答申、これを受けた地方自治法の趣旨に基づくものである。

市議会議員との関係については、地域協議会はあくまで市長の諮問機関であり、議員とは明確に区分されている。

国の施策云々について、都市内分権のための地域自治区制度であり、国の施策について議論する場ではなく、そこまで求めていない。

指定管理者制度について、責任と管理は市が負うことに変わりなく、税金とは関係なく、指定管理により住民への影響があるかどうかという点で諮問の必要はないと考えた。ただし、地域協議会の考えで自主審議することは可能である。

欠員補充の公募は、公職選挙法に準じる必要があり、コスト面などを考慮し市長選任としたい。条例上も出来ることとなっている。

【高野副会長】

市長選任の基準、公正性について聞きたい。

また、資料No.3の4ページ、(4)②の「研修機会の充実等について検討を進める」とは具体的にどういうことか。

【自治・市民環境部 塚田参事】

公募で定数に満たない場合の補充は、まちづくりセンターで町内会長連絡協議会や地域協議会委員に聞き、地域で評価されている方をピックアップし打診している。また、公正性に配慮しつつ、なるべく若い方や女性を重点に選任している。

研修機会の充実等については検討中であるが、自治の先進的な取り組みをしているところの代表者を呼ぶなど、新たな取り組みも含め、来年度予算に反映できるよう考えを整理していく。

【西山会長】

他に質疑を求める。

【杉本委員】

例えば市民プラザは、春日区だが区の境界にあり高田区の人がたくさん使っているし、金谷地区公民館は高田区にあるが実態としては金谷区に関わりが深い。また、青田川や儀明川について、上流に問題がある場合は下流の高田区にも影響が出る。このように、その区になくても、関わりのある隣接区も諮問や自主審議の対象となるようルールを改めてもらいたい。

今日の新市建設計画変更案の諮問や以前の厚生産業会館の諮問は、計画案そのものの諮問であり、これはこれでよいと思うが、この見直し案では、今後このような形で諮問されなくなるのではないかと懸念している。以上2点考えを聞きたい。

【自治・市民環境部 塚田参事】

上越市地域自治区の設置に関する条例の第7条では、新市建設計画の変更は全

28区に諮問しなければならないとなっているが、地域自治区内の重要な施設の設置及び廃止、また施設の管理の在り方に関する事項は地域自治区に限定しており、異なった扱いとなっている。

これは、そもそも地域協議会は、地域に関わることについて選ばれた地域住民自ら話し合ってもらおうという趣旨からである。

諮問の範囲において施設利用者ということになれば、隣接区に止まらず範囲が定まらない。金谷地区公民館の件では、諮問ということになると高田区となるが、関係する金谷区には説明や意見交換を通じ諮問に準じた進め方になる。また、ゴミ処分場などの場合も同様である。

【杉本委員】

二つ目は違う話で、今の答に出てない。新市建設計画とは関係なしに、一般的にどういう形で諮問をするかということである。

【自治・市民環境部 塚田参事】

現在のとおりで、変えるつもりはない。

【杉本委員】

この書類について審議してくださいというような形で出てくるのか。

【自治・市民環境部 塚田参事】

そうである。この区の該当する部分についてお聞きするということである。

【杉本委員】

厚生産業会館では、基本計画の書類そのものを審査して欲しいというふうに出されていたが、これからもそうかということである。

【自治・市民環境部 塚田参事】

当時、最初の諮問では諮問の趣旨が明確でなかったもので、この観点で議論するようにお話し、それ以降、公の施設については諮問の仕方を変えており、今後もそれを継続するということである。

【高野 誠委員】

私は、公の施設の使用料の諮問は負担ではないし重要な事柄なので、諮問をしてほしいと思う。

公の施設の指定管理者制度の導入及び廃止について、本来、公がやらなければな

らない仕事が疎かになっているように感じており、諮問してほしい。

定数基準について人口減少の現実を鑑みとあるが、人口が減少し過疎が進む地域こそ定数を減らす方法でないやり方で改善できるのではないかと思う。

【西山会長】

これは意見でよいか。

【高野 誠委員】

よい。

【西山会長】

他に質疑があればセンターに文書で提出し、次回に説明する機会を設けることで委員全員の了承を得る。

続いて、事務局に事務連絡を求める。

【橋本センター長】

- ・第6回地域協議会：9月14日（月）午後6時30分～ 高田地区公民館 第6研修室
- ・第7回地域協議会：10月19日（月）午後6時30分～ 高田区公民館 第6研修室

【西山会長】

事務局からの説明に対して、質疑を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。